

## SAMAC 構成員の役割と権利

定款記載の SAMAC の構成員の資格、役割、権利及び年会費は、以下の通りとする。

### 第 1 条 (用語)

本文書の用語は、特に本文書で定義しない限り SAMAC が別途定める定款、要領等の定義の通りとする。

### 第 2 条 (SAMAC 構成員の資格、役割及び年会費)

#### 1. 本会員の資格と役割及び、年会費

##### <資格>

本協会の目的に賛同し、次の役割を積極的に実行する、法人および個人

##### <役割>

- ・ SAMAC の目的達成の支援活動
- ・ SAMAC が提供する管理基準・評価規準、SAM BIBLE 等、ITAM・SAM を推進するためのツールの普及促進
- ・ ITAM・SAM に関連する有用な情報の提供
- ・ ソフトウェア辞書未登録データの提供

##### <年会費>

本会員の年会費は 25 万円とする。

#### 2. 賛助会員の資格と役割及び、年会費

##### <資格>

本協会の目的に賛同し、次の役割を積極的に実行する、法人、及び個人

##### <役割>

- ・ SAMAC の目的達成の支援活動
- ・ SAMAC が提供する管理基準・評価規準、SAM BIBLE 等、ITAM・SAM を推進するためのツールの普及促進
- ・ ITAM・SAM に関連する有用な情報の提供

##### <年会費>

10 万円

#### 3. ユーザー本会員の資格と役割及び、年会費

##### <資格>

以下の条件を満たす法人

- ・ 本協会の目的に賛同し、次の役割を積極的に実行する法人であること。
- ・ IT 資産管理並びにソフトウェア資産管理、ライセンス管理に関する第三者へのサービス・製品

の提供並びに、代理店としての提供（以下「ITAM サービス」という）を一切行っていない法人であること。

・ユーザー本会員希望組織の連結子会社並びにユーザー本会員希望組織の出資比率が30%を超える法人がITAM サービスを行っていないこと。

<役割>

- ・SAMAC の目的達成の支援活動
- ・SAMAC が提供する管理基準・評価規準、SAM BIBLE 等、ITAM・SAM を推進するためのツールの普及促進
- ・ITAM・SAM に関連する有用な情報の提供
- ・ソフトウェア辞書未登録データの提供
- ・ITAM・SAM に関連するユーザーとしての知見の提供

<年会費>

10万円

#### 4. 個人会員の資格と役割及び、年会費

<資格>

本協会の目的に賛同し、左記の役割を積極的に実行する CSC もしくは CLM の資格を持つ個人。なお、

<役割>

- ・SAMAC の目的達成の支援活動
- ・SAMAC が提供する管理基準・評価規準、SAM BIBLE 等、ITAM・SAM を推進するためのツールの普及促進を行う。
- ・ITAM・SAM に関連する有用な情報を提供する。

<年会費>

3万円

#### 5. 特別会員の資格と役割と権利、年会費

<資格>

相互に認めた任意団体を含む各種団体並びに当該団体の所属会員。ただし、当該所属会員がSAMACの本会員、賛助会員、ユーザー本会員の場合には、SAMACの資格が優先する。

<役割>

- ・相互の団体の発展のために、必要に応じたセミナーへの講師派遣や各会員への案内を行う。

<年会費>

無し

### 第3条（SAMAC 構成員の権利）

SAMAC 構成員の権利は、別紙「SAMAC 構成員のベネフィット」の通りとする。

#### 第 4 条（本文書の見直し）

本文書の見直しは、本会員並びにユーザー本会員が理事会に提案することができる。

2 理事会は提案内容を確認し、理事会出席理事数の過半数をもって、本文書の変更あるいは、提案の否決を行う。

3 理事会の決議結果は、その理由を付し、本会員並びにユーザー本会員に通知する。

2020 年 5 月 26 日制定  
一般社団法人 IT 資産管理評価認定協会

(2020 年 5 月 26 日改訂\_定款 28 条\_新設文書)